



和歌山市公報

令和 7 年（2 0 2 5 年）4 月 1 5 日
第 1 7 9 7 号

発 行 所 和歌山市役所
発 行 日 毎月 1 日 1 5 日

目 次

【 規 則 】

番号	ページ
46 和歌山市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(生活支援第 2 課) 3

【 告 示 】

130 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・・・	(納税課) 5
131 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・	(市民自治振興課) 6
132 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 7
133 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 8
134 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 9
135 公示送達（令和 6 年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・・・	(市民税課) 10
136 市道路線の認定・・・・・・・・・・	(道路管理課) 11
137 道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・	(道路管理課) 12
138 市道路線の変更・・・・・・・・・・	(道路管理課) 13
139 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・	(道路管理課) 14
140 公金の徴収に関する事務の委託・・・・・・・・・・	(生涯学習課) 15
141 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・	(指導監査課) 16
142 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・	(指導監査課) 17
143 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービス に係る指定・・・・・・・・・・	(指導監査課) 18
144 介護保険法の規定による第 1 号事業に係る指定・・・・・・・・・・	(指導監査課) 19
145 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・	(市民自治振興課) 20
146 国土調査法の規定による地籍調査の実施・・・・・・・・・・	(地籍調査課) 21

【 公 告 】

○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	(地籍調査課) 22
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	(地籍調査課) 23
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	(地籍調査課) 24
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	(地籍調査課) 25
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	(地籍調査課) 26
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・	(都市計画課) 27
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・	(都市計画課) 28
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・	(建築指導課) 29
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・	(地籍調査課) 30
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・	(都市計画課) 31

【 選挙管理委員会告示 】

12 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局) 32
-------------------------	-----------------

【 教育委員会告示 】

6	教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（教育政策課）	33
---	--------------------------	---------	----

【 農業委員会公告 】

○	農業委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（農業委員会事務局）	34
---	--------------------------	------------	----

【 企業局告示 】

17	和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定・・・・・・・・	（企業総務課）	35
18	和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新・・・・・・・・	（企業総務課）	36

和歌山市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 46 号

和歌山市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市生活困窮者自立支援法施行細則（平成 27 年規則第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「住居確保給付金」を「家賃補助給付」に改め、同条中「省令」を「法第 3 条第 3 項第 1 号に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「家賃補助給付」という。）の支給を受けるため、省令」に改め、「者」の次に「のうち、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失ったもの」を加え、「生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）」を「家賃補助給付」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「給付金」を「家賃補助給付」に改め、同条第 7 項中「住宅確保給付金」を「家賃補助給付」に改める。

第 4 条の見出し及び同条中「給付金」を「家賃補助給付」に改める。

第 5 条見出し中「給付金」を「家賃補助給付」に改め、同条中「生活困窮者住居確保給付金」を「家賃補助給付」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「給付金」を「家賃補助給付」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（転居費用補助給付の支給手続）

第 8 条 法第 3 条第 3 項第 2 号に規定にする生活困窮者住居確保給付金（以下「転居費用補助給付」という。）の支給を受けるため、省令第 13 条の規定による申請をした者は、家計の改善を見込むことができる家賃の範囲内で、転居先の住宅を確保したことを明らかにすることができる書類を提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、省令第 13 条の規定による申請を審査し、転居費用補助給付を支給することと決定したときは、その旨を当該申請をした者に対し、文書により通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する申請の審査により、転居費用補助給付を支給しないことと決定したときは、理由を付してその旨を当該申請をした者に対し、文書により通知するものとする。

4 第 2 項の決定を受けた者は、転居先の住宅に入居したときは、当該入居した日から 7 日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。この場合においては、当該住宅に係る賃貸借契約の写し及び住民票の写し（住民基本台帳法第 22 条第 1 項又は第 23 条の規定により届け出た後に交付されたものに限る。）を添えなければならない。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（転居費用補助給付の支給額の変更）

第 9 条 転居費用補助給付の支給を受ける者は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長に対し、転居費用補助給付の額の変更の申請をすることができる。

（1）転居に要する費用が転居費用補助給付の支給決定額を上回ったとき。

（2）転居費用補助給付の支給決定額が省令第 11 条第 1 項第 2 号に規定する額を下回っているとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、転居費用補助給付の額を変更する旨を当該申請をした者に対し、文書により通知するものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。

（令和 7 年 4 月 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 3 0 号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 4 月 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 4 月 4 日揭示済）

和歌山市告示第 1 3 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 4 月 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 3 2 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 3 月 1 9 日及び同月 2 2 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 3 月 1 7 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 3 月 1 8 日及び同月 2 8 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 7 年 4 月 9 日揭示済)

和歌山市告示第 1 3 3 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 7 年 3 月 1 8 日、同月 1 9 日、同月 2 8 日及び同月 3 1 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2－4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5－1 0 8 2

(令和 7 年 4 月 9 日揭示済)

和歌山市告示第 1 3 4 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 9 0 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 7 年 4 月 1 0 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 2 月 2 1 日	令和 7 年 1 月 8 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 2 月 1 9 日	令和 7 年 1 月 8 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 2 月 2 4 日	令和 7 年 1 月 8 日
和歌山市内一円市道上	令和 6 年 1 2 月 1 6 日、同月 1 7 日、同月 2 3 日、同月 2 5 日及び同月 2 7 日	令和 7 年 1 月 8 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

(令和 7 年 4 月 9 日揭示済)

和歌山市告示第 1 3 5 号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

送達書類の名称 令和 6 年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和 7 年 4 月 1 1 日揭示済)

和歌山市告示第 1 3 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
2 2 - 4 2 1	貴志 4 2 1 号線	和歌山市中 和歌山市梅原	
2 4 - 1 7 5	西和佐 1 7 5 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
2 4 - 1 7 6	西和佐 1 7 6 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
2 4 - 1 7 7	西和佐 1 7 7 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
2 4 - 1 7 8	西和佐 1 7 8 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
2 5 - 1 7 5	岡崎 1 7 5 号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
2 5 - 1 7 5	岡崎 1 7 6 号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	
2 5 - 1 7 5	岡崎 1 7 7 号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	
3 4 - 2 2 7	小倉 2 2 7 号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
3 8 - 1 7 2	雑賀 1 7 2 号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜	
3 8 - 1 7 3	雑賀 1 7 3 号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜	

(令和 7 年 4 月 1 1 日揭示済)

和歌山市告示第 1 3 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和 7 年 4 月 1 1 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起点 ～ 終点	延長 (m)	幅員 (m)
2 4 - 1 7 5	西和佐 1 7 5 号線	和歌山市岩橋 1 2 8 1 番 1 4 地先 ～ 和歌山市岩橋 1 2 8 1 番 1 1 地先	1 2 0 . 7	6 . 0 0
2 4 - 1 7 6	西和佐 1 7 6 号線	和歌山市岩橋 1 2 8 1 番 1 9 地先 ～ 和歌山市岩橋 1 2 8 1 番 1 7 地先	3 5 . 2	6 . 0 0
2 4 - 1 7 7	西和佐 1 7 7 号線	和歌山市岩橋 1 2 7 9 番 1 2 地先 ～ 和歌山市岩橋 1 2 7 9 番 1 1 地先	2 9 . 7	5 . 0 0
2 4 - 1 7 8	西和佐 1 7 8 号線	和歌山市岩橋 1 2 7 9 番 6 地先 ～ 和歌山市岩橋 1 2 7 9 番 7 地先	2 7 . 2	6 . 0 0
2 5 - 1 7 5	岡崎 1 7 5 号線	和歌山市神前 5 5 0 番 6 地先 ～ 和歌山市神前 5 6 6 番 1 地先	9 . 4	6 . 0 0
2 5 - 1 7 6	岡崎 1 7 6 号線	和歌山市井辺 1 4 4 番 5 9 地先 ～ 和歌山市井辺 1 3 4 番 2 2 地先	2 8 . 1	6 . 0 0
2 5 - 1 7 7	岡崎 1 7 7 号線	和歌山市井辺 1 3 4 番 2 3 地先 ～ 和歌山市井辺 1 3 4 番 2 2 地先	2 6 . 8	5 . 0 0
3 4 - 2 2 7	小倉 2 2 7 号線	和歌山市新庄 4 8 9 番 8 地先 ～ 和歌山市新庄 4 8 8 番 1 3 地先	5 9 . 6	6 . 0 0
3 8 - 1 7 2	雑賀 1 7 2 号線	和歌山市西浜 1 0 4 8 番 1 0 地先 ～ 和歌山市西浜 1 0 4 8 番 9 地先	1 8 . 6	4 . 2 0
3 8 - 1 7 3	雑賀 1 7 3 号線	和歌山市西浜 1 0 6 5 番 4 地先 ～ 和歌山市西浜 1 0 6 5 番 3 地先	1 8 . 9	6 . 2 0

(令和 7 年 4 月 1 1 日揭示済)

和歌山市告示第 1 3 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	旧 新 別	路線名	起点 終点	備考
2 5 - 1 7 1	旧	岡崎 1 7 1 号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
	新	岡崎 1 7 1 号線	和歌山市神前 和歌山市神前	終点の変更
3 8 - 1 5 6	旧	雑賀 1 5 6 号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜	
	新	雑賀 1 5 6 号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜	終点の変更

（令和 7 年 4 月 1 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 3 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 7 年 4 月 1 1 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	旧新 別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
2 5 - 1 7 1	旧	岡崎 1 7 1 号線	和歌山市神前 5 3 9 番 2 6 地先 和歌山市神前 5 3 9 番 2 4 地先	3 7 . 9	6 . 0 0
	新	岡崎 1 7 1 号線	和歌山市神前 5 3 9 番 2 6 地先 和歌山市神前 5 3 9 番 3 8 地先	1 1 7 . 1	6 . 0 0
3 8 - 1 5 6	旧	雑賀 1 5 6 号線	和歌山市西浜 1 0 3 8 番 1 3 5 地先 和歌山市西浜 1 0 3 8 番 1 2 地先	8 2 . 8	6 . 0 0 ～ 6 . 2 0
	新	雑賀 1 5 6 号線	和歌山市西浜 1 0 3 8 番 1 3 5 地先 和歌山市西浜 1 0 6 5 番 9 地先	1 6 6 . 5	6 . 0 0 ～ 6 . 2 0

(令和 7 年 4 月 1 1 日揭示済)

和歌山市告示第 1 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 委託を受けた者

名称 ぶんきょうの杜舎

代表構成員 株式会社 K E G キャリア・アカデミー

住所又は事務所の所在地 和歌山市砂山南三丁目 1 番 1 1 号

2 委託した公金事務に係る歳入

和歌山市西コミュニティセンターの使用料

3 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 1 日

4 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 1 日

（令和 7 年 4 月 1 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 4 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項、第 7 8 条の 5 第 2 項、第 8 2 条第 2 項、第 1 1 5 条の 5 第 2 項及び第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 7 8 条、第 7 8 条の 1 1、第 8 5 条、第 1 1 5 条の 1 0 及び第 1 1 5 条の 2 0 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 7 0 1 0 3 3 1 6	株式会社アニマート	あさひの家 和歌山市朝日 2 1 - 1	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護	令和 7 年 3 月 3 1 日
3 0 7 0 1 0 7 6 2 2	株式会社ウエダ	介護支援事業所ウエダ 和歌山市紀三井寺 5 2 9 - 5	居宅介護支援	令和 7 年 3 月 3 1 日
3 0 7 0 1 1 0 3 9 4	株式会社 R & C	ヘルパーステーション R & C 和歌山市江南 3 3 1 - 1 バ ナナホーム江南	訪問介護	令和 7 年 3 月 3 1 日
3 0 7 0 1 0 1 8 0 7	有限会社あおいヘルパ ー	有限会社あおいヘルパー 和歌山市和歌浦中 1 丁目 2 番 1 1 号	訪問介護	令和 7 年 3 月 3 1 日
3 0 7 0 1 0 2 1 4 4	株式会社はるす	はるす・訪問入浴サービス和 歌山 和歌山市園部 1 2 3 9 - 2 2	訪問入浴介護 介護予防訪問 入浴介護	令和 7 年 3 月 3 1 日
3 0 7 0 1 1 2 3 9 0	合同会社陽	優ケアプランセンター 和歌山市大谷 8 3 1 - 1 1 2	居宅介護支援	令和 7 年 3 月 3 1 日
3 0 7 0 1 1 4 7 7 6	合同会社ケーアイエー	C r e w 和歌山市六十谷 1 2 9 5 番地 1 9	福祉用具貸与 介護予防福祉 用具貸与	令和 7 年 3 月 3 1 日
3 0 7 0 1 1 4 7 7 6	合同会社ケーアイエー	C r e w 和歌山市六十谷 1 2 9 5 番地 1 9	特定福祉用具 販売 特定介護予防 福祉用具販売	令和 7 年 3 月 3 1 日
3 0 7 0 1 0 6 8 3 0	アースサポート株式会 社	アースサポート和歌山 和歌山市吉田 4 7 0 番地	訪問介護	令和 7 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 5 日掲示済）

和歌山市告示第 1 4 2 号

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 7 1 7 0 0 9 2 0	株式会社一	ここあケアセンター 和歌山県紀の川市貴志川町 前田 5 7 0 番地 8	予防給付型訪問 サービス 生活支援型訪問 サービス	令和 7 年 3 月 1 8 日
3 0 7 0 1 1 0 3 9 4	株式会社 R & C	ヘルパーステーション R & C 和歌山市江南 3 3 1 - 1 バナナホーム江南	予防給付型訪問 サービス	令和 7 年 3 月 3 1 日
3 0 7 0 1 0 1 8 0 7	有限会社あおいヘルパー	有限会社あおいヘルパー 和歌山市和歌浦中 1 丁目 2 番 1 1 号	予防給付型訪問 サービス 生活支援型訪問 サービス	令和 7 年 3 月 3 1 日
3 0 7 0 1 0 6 8 3 0	アースサポート株式会社	アースサポート和歌山 和歌山市吉田 4 7 0 番地	予防給付型訪問 サービス	令和 7 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 5 日 掲示済）

和歌山市告示第 1 4 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文、第 4 2 条の 2 第 1 項本文、第 4 6 条第 1 項、第 5 3 条第 1 項本文及び第 5 4 条の 2 第 1 項本文による指定をしたので、同法第 7 8 条、第 7 8 条の 1 1、第 8 5 条、第 1 1 5 条の 1 0 及び第 1 1 5 条の 2 0 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
3 0 6 0 1 9 1 7 1 9	合同会社 k a n o r i	訪問看護ステーションかのの 和歌山市古屋 4 2 0 リオンガ ーデン古屋 3 0 8 号室	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 6 0 1 9 1 7 2 7	株式会社 YMT p l a n n i n g	YMT 訪問看護ステーション 和歌山市西小二里 3 - 6 - 4 6 A Y ビル 2 0 4 号室	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 7 0 1 1 5 1 2 0	T a k 株式会社	T a k 訪問介護ステーション 和歌山市古屋 9 5 番地 3 メイ ンストリート豊和 A 1 0 1 号	訪問介護	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 7 0 1 1 5 1 3 8	株式会社ともにあゆむ	紀のいえケアプランセンター 和歌山市園部 4 1 6 - 1 1 - 1 0 5	居宅介護支援	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 7 0 1 1 5 1 4 6	医療法人サン	第二デイサービスセンター サ ン 和歌山市和田 1 2 0 7 - 1	通所介護	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 9 0 1 0 1 8 7 8	社会福祉法人芳春会	あさひの家 和歌山市朝日 2 1 番地 1	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 9 0 1 0 1 8 8 6	医療法人研医会田辺中央 病院	和歌山すみれ看護小規模多機能 型居宅介護 和歌山市栗栖 6 - 1 8	看護小規模多 機能型居宅介 護	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 9 0 1 0 1 8 9 4	有限会社きらく	デイサービス百福 和歌山市有本 1 8 1 - 1	地域密着型通 所介護	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 9 0 1 0 1 9 0 2	株式会社 HONU	リハビリ特化型デイサービス O h a n a 和歌山市六十谷 1 5 8 番地 6	地域密着型通 所介護	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 4 月 1 5 日揭示済)

和歌山市告示第 1 4 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項の第 1 号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
3 0 7 0 1 1 5 0 6 2	株式会社シービューマン	ケアセンターCH和歌山 和歌山市元寺町 3 - 2 1	生活支援型訪問サービス	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 7 0 1 1 5 1 2 0	T a k 株式会社	T a k 訪問介護ステーション 和歌山市古屋 9 5 番地 3 メインストリート豊和 A 1 0 1 号	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 7 0 1 1 5 1 4 6	医療法人サン	第二デイサービスセンター サン 和歌山市和田 1 2 0 7 - 1	予防給付型通所サービス	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 9 0 1 0 1 8 9 4	有限会社きらく	デイサービス百福 和歌山市有本 1 8 1 - 1	予防給付型通所サービス	令和 7 年 4 月 1 日
3 0 9 0 1 0 1 9 0 2	株式会社HONU	リハビリ特化型デイサービス O h a n a 和歌山市六十谷 1 5 8 番地 6	予防給付型通所サービス	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 4 月 1 5 日揭示済)

和歌山市告示第 1 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 4 月 1 5 日揭示済）

和歌山市告示第 1 4 6 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- | | |
|-----------------|---|
| 1 事業計画が定められた年月日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |
| 2 調査を実施する者の名称 | 和歌山市 |
| 3 調査地域 | 本脇の一部
磯の浦の一部
布施屋の一部
和佐関戸の一部
加太の一部
大谷の一部
松島の一部
北島の一部
松江の一部
布引の一部
西庄の一部
つつじが丘六丁目
上野の一部
福島の一部
紀三井寺の一部
三葛の一部 |
| 4 調査期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
(令和 7 年 4 月 1 5 日揭示済) |

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市大谷字垣内 4 5 5
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5
- 3 筆界案を確認することができる者
1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3 に記載した者は、公告の日から起算して 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 7 年 4 月 8 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市大谷字垣内 4 2 0 番 3
和歌山市大谷字雨谷 8 3 1 番 1 9 2
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5
- 3 筆界案を確認することができる者
1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3 に記載した者は、公告の日から起算して 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 7 年 4 月 8 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市内原字戎塚 8 4 6 番 1
和歌山市内原字戎塚 8 5 1 番 1
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5
- 3 筆界案を確認することができる者
1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3 に記載した者は、公告の日から起算して 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 7 年 4 月 8 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 土地の所在・地番

- (1) 和歌山市北島字邨内 4 2 7 番 7
- (2) 和歌山市北島字邨内 4 2 7 番 2 7
- (3) 和歌山市松江字向鶴ノ島 1 4 9 8 番 3
- (4) 和歌山市松江字向鶴ノ島 1 4 9 8 番 5
- (5) 和歌山市松江字向鶴ノ島 1 4 9 8 番 8
- (6) 和歌山市松江字向鶴ノ島 1 5 0 1 番 4

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5

3 筆界案を確認することができる者

1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

- 5 3 に記載した者は、公告の日から 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 7 年 4 月 8 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 土地の所在・地番

- (1) 和歌山市北島字内座 2 9 8 番 1
- (2) 和歌山市北島字内座 2 9 8 番 6
- (3) 和歌山市松江字向鶴ノ島 1 4 7 8 番 1 7
- (4) 和歌山市松江字向鶴ノ島 1 4 7 8 番 2 5

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5

3 筆界案を確認することができる者

1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3 に記載した者は、公告の日から 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 7 年 4 月 8 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市吉原字鳥居 1 2 1 0 番 4 の一部、1 2 1 2 番 1、1 2 1 2 番 3、1 2 1 2 番 4	大阪府泉佐野市松風台二丁目 2 番 3 号 有限会社美翔ホーム 代表取締役 岸本俊二

（令和 7 年 4 月 8 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市木ノ本字小塚 2 4 1 番 1、2 4 2 番 2、2 4 3 番 3、2 4 3 番 5、字前田 2 4 5 番 1、里道	和歌山市東蔵前丁 2 5 番地 株式会社 A S A ホーム 代表取締役 朝野桂司

（令和 7 年 4 月 1 0 日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 7 年 4 月 8 日 和建指第 2 7 7 0 号	和歌山市西浜字中新堤内 ノ坪 9 2 2 番 1、9 2 2 番 3、9 2 3 番 1	和歌山市黒田一丁目 2 番 1 7 号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男	6. 0 0 m × 2 2. 2 1 m 5. 0 0 m × 2 2. 9 6 m 4 5. 1 7 m

（令和 7 年 4 月 1 0 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市加太字小浦谷 1 9 4 1 番 3
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5
- 3 筆界案を確認することができる者
1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3 に記載した者は、公告の日から起算して 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 7 年 4 月 1 1 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市有家字瀬見田 5 番 2、6 番 1、字西田 3 0 4 番、3 0 5 番、3 0 6 番、3 0 7 番、3 0 8 番、3 0 9 番、3 1 0 番、3 1 1 番、3 1 2 番、3 1 3 番、3 1 4 番 4、3 1 4 番 6、水 路、里道	和歌山市橋向丁 3 2 番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘

（令和 7 年 4 月 1 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 2 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 4 月 8 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 7 年 4 月 1 6 日（水）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 3 6 番地
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件

- （1）選挙人名簿から抹消するについて
- （2）在外選挙人名簿に登録するについて

（令和 7 年 4 月 8 日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第 6 号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 7 年 4 月 4 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和 7 年 4 月 9 日（水） 午後 1 時 3 0 分から
- 2 場所 和歌山市七番丁 2 3 番地
和歌山市役所 1 1 階 教育委員室
- 3 事案
 - （1）和歌山市教育委員会公印規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について
 - （2）和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
 - （3）和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の任命について
 - （4）和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦について
 - （5）旅館業法に基づく意見について
 - （6）令和 7 年度和歌山市教育委員会客員指導主事の委嘱について
 - （7）令和 8 年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択について
 - （8）その他

（令和 7 年 4 月 4 日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 4 月 7 日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和 7 年 4 月 1 0 日 1 3 時 0 0 分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- （1） 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- （2） 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- （3） 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （4） 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （5） 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- （6） 非農地通知について
- （7） 「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」について

（令和 7 年 4 月 7 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 1 7 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 2 号）第 2 7 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 4 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市中 4 6 0 番地 有限会社山健重機整備 代表取締役 永山 俊明	有限会社山健 重機整備	和歌山市中 4 6 0 番 地	令和 7 年 3 月 1 8 日	第 6 5 9 号

（令和 7 年 4 月 1 4 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 1 8 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 2 号）第 2 7 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 4 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市和田 7 5 番地の 1 西岡設備工業株式会社 代表取締役 西岡 信智	西岡設備工業株式会社	和歌山市和田 7 5 番地の 1	平成 1 0 年 4 月 9 日	第 1 2 0 号
和歌山市岩橋 1 6 4 0 番地の 2 1 山下水道店 代表者 山下 滋己	山下水道店	和歌山市岩橋 1 6 4 0 番地の 2 1	平成 1 0 年 4 月 8 日	第 5 2 号

（令和 7 年 4 月 1 4 日揭示済）